

■講演会「もう悪質事業者の虚偽・誇大広告・表示に騙されない。賢く使おう改正景品表示法～消費者の武器・改正景品表示法をマスターしよう～」を開催しました



講師の宮城朗弁護士



開会挨拶
吉岡和弘理事長

2016年10月22日（土）、仙台弁護士会館4階ホールにおいて、弁護士で、日弁連消費者問題対策委員であり、消費者機構日本理事の宮城朗氏を講師に、講演会「もう悪質事業者の虚偽・誇大広告・表示に騙されない。賢く使おう改正景品表示法～消費者の武器・改正景品表示法をマスターしよう～」を開催しました。消費生活相談員、消費者団体、行政関係者、法曹関係者及び一般消費者から、47名の参加がありました。

始めに、ネットとうほくの吉岡和弘理事長から開会の挨拶があり、その後、高橋大輔理事から活動報告がありました。

講演では「景品表示法」について、具体的な事例を示しながら、内容をわかりやすく説明していただきました。消費者が商品を購入する際の大きな判断材料は広告・表示です。特にインターネットでの取引は広告・表示だけが判断材料です。不当な表示から一般消費者の利益を守ることを目的に作られた「景品表示法」について理解することができました。

また、今回の講演会の様子及び適格消費者団体認定申請についての記事が、10月27日付河北新報朝刊に掲載されました。

■2016年度「ネットとうほく消費者被害事例ラボ」（消ラボ）第4回を開催しました

2016年11月10日（木）18：30から、仙台弁護士会館において、2016年度第4回の消費者被害事例ラボ（通称、消ラボ）が開催され、21人が参加しました。今回は、窪幸治岩手県立大学准教授が、「複雑化する契約問題（契約構造・継続性の視点から）」というテーマで、解説をしました。

冒頭にネットとうほくの検討委員会において実際に取り上げた継続購入が条件となった契約、葬儀サービスの規約、スマートフォンの携帯端末変更時のオプションなどの事例を紹介して、解説の中で適宜事例の問題点に触れる形式で行われました。

改正消費者契約法の概説の中では、解除権放棄条項に関連して葬儀サービスの規約、過量取引取消に関連して継続購入が条件となった契約、消費者の利益を一方的に害する条項に関連してスマートフォンの携帯端末変更時のオプションが取り上げられました。

継続的購入に関する解説においては立法の動き、解除制度の変更を確認した上で継続購入が条件となった契約に関して検討が加えられました。

自動更新条項に関する解説においては、自動更新条項の消費者契約法10条の該当性について検討が加えられ、検討がなされました。

窪准教授に引き続いて、高橋芳代子弁護士からは実際に取り扱った貸借借契約に関する事案からテーマに関連した報告、検討がされました。

解説後も参加者から活発な議論がされ、今後の検討委員会の活動につながる消ラボとなりました。

次回以降の消ラボの日程等につきましては、ネットとうほくHPセミナーのご案内

<http://www.shiminnet-tohoku.com/seminar/index.html> をご覧ください。



講師 窪幸治准教授



高橋芳代子弁護士

■適格消費者団体認定申請書類を送付しました

2016年10月24日（月）消費者庁へ適格消費者団体認定申請書類一式を送付しました。認可されますと東北初の適格消費者団体となります。

その後、消費者庁からは認定手続きに向けての資料の追加と本申請した場合には30日～60日で判断がされるとの連絡がありました。

いよいよ東北初の適格消費者団体の認可が現実味を帯びてきました。

速やかに追加資料の準備を行ない、一日も早い適格消費者団体の認可に向けて本申請の手続きを行ないたいと思います。



送付書類一式

◆「平成28年度地方消費者フォーラム～東北ブロック～」に参加しました

2016年11月29日（火）盛岡市ホテルルイズにおいて「平成28年度地方消費者フォーラム～東北ブロック～」が「つながろう未来にむかって～安心して暮らせる地域づくり～」をテーマに開催されました。

基調講演では「まさか自分が・・・知らなきゃ損する！だましの手口」と題して、立正大学教授西田公昭先生から、誰でも詐欺の被害に遭う可能性があるため、消費者において詐欺の手法について学び、具体的にどう対応するかを考えておく必要があるとの講演をいただきました。

その後、参加者は5つの分科会に分かれ、第4分科会「あなたの暮らしを守る適格消費者団体とは」では、ネットとうほくから高橋大輔理事が進行役、大西二郎理事が記録係、中里真理事が助言者となって、24名での意見交換が行なわれました。

分科会の冒頭、中里理事は、ネットとうほくで扱った具体的事例の紹介を交えながら①適格消費者団体の特徴等として、差止請求などにより直接消費者の被害防止につながられること、②これまで被害が少ないことが理由で個別救済が困難だった問題も、適格消費者団体の関与によって救済可能となるものが増えることを説明しました。また、現在ネットとうほくが行なっている適格消費者団体認定に向けての手続きが報告され、東北各地の消費者団体と適格消費者団体との協働連携の必要性も強調されていました。

分科会参加者からも積極的な発言があり、認定前団体としての情報提供受付の方法や、行政との連携について、ネットとうほくと各地消費者団体の協働のあり方などの具体的な質問の他、最終的には各都道府県単位で設立を目指したいとの意欲的な意見も出されました。今回の分科会は、東北での適格消費者団体設立や、今後の連携に関して考えや思いを深める有意義な時間となりました。



第4分科会（進行役）高橋大輔理事、
（助言者）中里真理事、（記録係）大西二郎理事